

10. ギリシャ

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

政府公認の WEEE 回収およびリサイクル会社、Appliances Recycling S.A.社を訪問し、ヒアリングを行った際に、同社の法務部に在籍する顧問弁護士より確認。

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

- 一人当たりの WEEE 回収義務が年間 4 kg など、特に大きな違いはない。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEE 国内法に罰金詳細の明示はなく、裁判の判決にて、その額が決められる。尚、WEEE に関わるギリシャ国内法の流れは以下のとおり。

図表 19 ギリシャにおける WEEE 関連法策定の流れ

2001年8月6日施行	2001年大統領令2939号 (固体廃棄物管理および生産業者の義務)
2004年3月5日施行	2004年大統領令117号 (EU指令2002/95/ECおよび2002/96/ECの国内法への導入)
2004年7月1日	国内におけるEEE生産業者の財政的義務開始
2004年12月24日	別枠リサイクル料金支払い義務に関する政府決定 (小売業者への適用、エンド・ユーザーへの不適用)
2005年9月23日	ギリシャ環境総局による生産業者の国内登録および 小売業者に対する登録生産業者のみからの製品購入の 義務付けの決定
2006年1月1日	EEE生産業者による請求書およびその他業務書類上の WEEE登録番号記載に関する義務付け開始
2006年2月3日施行	2006年大統領令15号 (EU指令2003/108/ECの国内法への導入 2004年大統領令117号の有効をEEEの専門的用途まで拡大)
2009年4月14日	ギリシャ環境総局による生産業者国内登録番号の 毎年更新の義務付けの決定

出所：各種資料を基にジェトロ作成

b. RoHS 罰則規定

環境省 RoHS 担当部署へのヒアリングによると、RoHS 指令は 2004 年 3 月 5 日に施行された大統領令 117 号でギリシャの法律に置き換えられた。罰則に関しては、2001 年 8 月 6 日施行の大統領令 2939 号第 20 条に言及されている。この枠組みで RoHS の必要条件を満たさない生産業者は懲罰や行政処分を受けるが、標準量以上の特定有害物質利用に関する特定条項は設けられていないために違反に対する明確な罰金は決められていない。罰金の総額は 2009 年 10 月以降に交代した社会主義政権下で新しい法律が制定される予定となっている。

c. WEEE 国内法違反の事例

ギリシャ小売業中堅チェーンの「ALEXPAK」が登録義務を拒否したことにより 14 万 5,000 ユーロの罰金を科せられた。Appliances Recycling S.A.社によれば、現在までのところ、罰則に対する取締りが体系化されていないために、この 1 件に留まっているとのことであった。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

環境省のウェブサイトに出ているギリシャ語の新規登録フォーム (URL)

<http://www.minenv.gr/anakyklosi/v.menu/ahhe/00/EEE.registration.form.doc>

環境省のウェブサイトに出ているギリシャ語の登録更新用フォーム (URL)

<http://www.minenv.gr/anakyklosi/v.menu/ahhe/00/EEE.registration.form.renewal.doc>

また、Appliances Recycling S.A.社によれば、同社から環境省への必要書類提出代行も可能とのこと。

② 回収の仕組み

a. 回収所設置

Appliances Recycling S.A.社によれば、2009 年 9 月現在、ギリシャの地方自治体総数は 1,033 自治体であるが、そのうちの 476 自治体が同社と契約しており、回収所を設置している。人口比率にすると自治体全体の人口 1,096 万 4,020 人に対して契約済み自治体の人口は 791 万 7,042 人である。

b. 回収

ギリシャ全国の WEEE の回収およびリサイクルは Appliances Recycling S.A.社が約 90%、ランプや電灯を専門に Fotokiklosi A.E.社が約 10%を処理しているが、回収所の設置された地方自治体や小売業者、廃品業者から各社の委託業者が回収を行っている。

Appliances Recycling S.A.社への登録フォーム（英語）

http://www.electrocycle.gr/gb/index.php?option=com_content&view=article&id=53:2008-03-18-12-20-49&catid=15:2008-03-18-12-14-15&Itemid=69

③ 域内で国境を超える場合の扱い

Appliances Recycling S.A.社によれば、同社は現在、ベルギーの Indaver Relight S.A.社にリサイクルの一部を委託しており、WEEE の回収後にそれらをベルギーの同社に移送している。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

Appliances Recycling S.A.社のウェブサイト（英語）

<http://www.electrocycle.gr/gb/>

Fotokiklosi A.E.社のウェブサイトおよび連絡先（ギリシャ語）

<http://www.fotokiklosi.gr/> および <http://www.fotokiklosi.gr/default.aspx?pg=contact>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

Appliances Recycling S.A.社によれば、生産業者がすべて負担。

⑥ WEEE 回収率

およそ 30%

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

図表 20 WEEE 回収コスト

	電気・電子機器 カテゴリー	1t 当たり価格 (VAT 除く)	VAT (21%)	1t 当たり価格 (VAT 含む)
1	大型家庭用電気・電子機器	72.03	15.13	87.16
2	小型家庭用電気・電子機器	80.51	16.91	97.42
3	IT・通信機器	254.24	53.39	307.63
4	消費者機器	254.24	53.39	307.63
5	照明機器	125	26.25	151.25
	電球	0.101 (1個当たり)	0.02	0.121 (1個当たり)
6	電気・電子機器ツール	101.7	21.36	123.06
7	玩具・レジャー・スポーツ用品	152.54	32.03	184.57
8	医療用機器	50	10.5	60.5
9	監視機器	152.54	32.03	184.57
10	自動販売機	76.27	16.02	92.29

出所：Appliances Recycling S.A.公表資料を基にジェトロ作成

http://www.electrocycle.gr/documents/xrim_eisfores_en.pdf